

平成30年度(第52回)

中部シニアゴルフ選手権競技 三重地区予選

日 程：平成30年6月15日(金)

場 所：四日市カンツリー倶楽部

中部ゴルフ連盟

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

- (a) アウトオブバウンズの境界は白杭または白線をもって標示する。
- (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっていますが、その球はアウトオブバウンズとする。

2. ウォーターハザード(規則26)

ウォーターハザードは、黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

- (a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。このローカルルールの違反の罰は、2打。

- (b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

4. 動かさない障害物(規則24-2)

- (a) 排水溝
- (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- (c) 動かさない障害物と定義づけられている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
- (d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。
- (e) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)はコースと不可分の部分とする。

6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

7. バンカー内の石は動かせる障害物とする(規則 24-1 を適用)。

8. 恒久的な高架ケーブル

コース内において、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(規則 20-5)。その球をすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

9. 地面にくい込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

注：「くい込んだ」とは、球が自らのピッチマークの中に入り、球の一部が地面の下にある場合をいう。「くい込んだ」とみなされるために球は必ずしも土壤に触れている必要はない(例えば、草やルースインペディメントなどが球と土壤の間に介在することがある)

例外：1. 球が芝草を短く刈っていない区域の砂地にくい込んでいる場合、プレーヤーはこのローカルルールに基づく救済を受けることはできない。

2. このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

10. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 18-2 と 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカはリプレースされることになる。

11. 規則 6-6 d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6 d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格
プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
(a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a 』を適用する。
(ゴルフ規則 1 7 6 ページ参照)
(b) 溝とパンチマークの規格
『2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』
(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 1 9 8 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 7 9 ページ 4-1/1 参照)
5. 使用球の規格
『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b 』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 7 ページ参照)
6. プレーの中断と再開
陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合に、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 3 3-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。
陰悪な状況によるプレーの中断の場合の信号は、「1 回の長いサイレン」とする。

プレーの即時中断	1 回の長いサイレン
プレーの中断	連続する 3 回のサイレン(繰り返し)
プレーの再開	2 回のサイレン(繰り返し)
7. 練習
ホールとホールの間の練習禁止(規則 7 注 2) 『付属規則 I (B) 5 b 』(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)
ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 5 b 』を適用する。(ゴルフ規則 1 8 1 ページ参照)
8. キャディー(規則 6-4 注)
正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰や処置は『付属規則 I (B) 2 』を適用する。(ゴルフ規則 1 7 9 ページ参照)
9. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)
スコアリングエリア方式を採用する。
10. タイの決定
タイの決定は該当する競技規定に定める。

11. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

12. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 箱 (24 球) を限度とする。
7. ティーマーカーは白色とする。
8. プレー中、帽子(バイザー可)を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
11. 本競技では、「距離計測機器」を使用することはできない。
12. 役員・選手以外は、1 番・10 番ホールのティーインググラウンド付近および 9 番・18 番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。

追 記

1. ハウス食堂(朝食)は、午前 6 時よりオープン。
 2. 練習場は、午前 6 時よりオープン。
 3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
 4. バッグは口径 9.5 インチ、重量は 13 キロを超えないこと。
- 尚、サブバッグの使用は禁止する。

競技委員長 内 田 淳 二

指 定 練 習 日

6 月 12 日(火)・13 日(水)・14 日(木)のうち 2 日間は連盟料金(会場倶楽部会員並扱い)とする。ただし、14 日(木)は午後 3 時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって 四日市カンツリー倶楽部に申し込み予約すること。なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは 1 個の球でプレーすること。

TEL 059-337-1111